

東浦町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東浦町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

- (1) 東浦町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 愛知県振興部交通対策課の職員
- (8) 愛知県知多建設事務所維持管理課の職員
- (9) 愛知県半田警察署交通課の職員
- (10) 東浦町商工会の代表者
- (11) 連絡所長
- (12) 利用者の代表者
- (13) 公募により選考された者
- (14) その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間を任期とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第5条 交通会議に、会長、副会長及び監事を置き、会長は町長又はその指名す

る者をもって充て、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員（第3条第2項第11号から同項第13号までに掲げる委員を除く。）の代理出席を認めるものとする。

4 議決は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員の3分の2をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開する。

(利用者部会)

第7条 交通会議に諮る事案の協議及び調整を行うため、利用者部会を置く。

2 利用者部会の委員は、第3条第5号、第6号、第12号及び第13号に定める委員並びにその他の者で、内容により会長が必要と認めたもので構成する。

3 利用者部会は、協議結果を交通会議に提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(負担金)

第9条 交通会議の運営等に必要な経費について、町は負担金を支出する。

(負担金の使途)

第10条 負担金は別表に掲げる経費に使用するものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務に関し必要な事項は別に定める。

(会計)

第12条 交通会議の収入及び支出に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

別表（第10条関係）

（1）報償費	講師謝金、委員等への謝礼
（2）需用費	消耗品費、食糧費（会議用お茶代）
（3）委託費	委託費
（4）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの